

8. 研究者流動化

大学では研究者の異動の機会が多く、異動に際し本人の研究成果に基づく知的財産の帰属及び異動先での自由使用が課題となっています。元の所属機関に承継・譲渡された権利は、最大限の活用が図られるべきである一方、原籍に権利を帰属させた知的財産権が拘束となり異動先での研究活動あるいは異動自体を阻害するようであってはならないと考えています。

このため、異動先における研究活動を阻害せず、また大学の保有する知的財産権を円滑に使用できるよう、平成21年度共同研究契約書雛形から条項を新設しました。